

さいたま市ヘルスプラン21サポーター制度について

1 現状について

(1) サポーターが健康づくりに関する情報を得やすい環境を整備する

新規 は今年度新たに行うもの

実施事項	内容	平成 26 年 6 月末時点の状況	現状(平成 26 年 12 月末時点の状況)
サポーター通信の発行	年 1 回、紙媒体とメールで発行・送付する。 紙媒体のサポーター通信は、希望時会員に配布できるよう追加の送付依頼を受け付ける。 新規 サポーターに対し、健康なびへの団体登録について普及啓発する。	平成 26 年 6 月末時点の状況 ※平成 26 年度第 1 回協議会において報告済。 9 月に電子媒体、1 月に紙媒体を作成予定。 1 月に作成する紙媒体のサポーター通信配布時に実施予定。 未実施	現状(平成 26 年 12 月末時点の状況) 12 月に電子媒体を発行。3 月に紙媒体を発行予定。 3 月に配布する際に実施予定。 個々にやりとりがあったサポーターに対し、口頭で健康なびの案内を行ったが、サポーター全体に対する普及は行っていない。 サポーターより希望がないため未実施。
健康なびの活用	登録後、希望があるサポーターには、職員が伺い、操作についてお伝えする。 新規 健康づくりに関する国や県の情報について、メールで配信する。(健康なびに記事を掲載し、そこを閲覧いただくよう案内する。) 新規 市の健康づくりの事業について、紙媒体またはメールで情報提供を行う。(メールの場合は、健康なびに情報を掲載し、そこを閲覧いただくよう案内する。) 新規	— 3 回実施	平成 26 年 5 月以降、月に 1~2 回のペースで配信している。 左記と同様
掲示物や配布物の配布	健康づくりに関する掲示物や配布物についてメールで希望を募り、配布する。 新規	9~11 月の九都県市受動喫煙防止対策共同キャンペーンの前に、ポスターの配布希望について希望を募る予定。	左記の内容を実施したが、追加配布の希望がなかった。

(2) サポーター同士が協働しやすい環境を整備する

実施事項	内容	平成 26 年 6 月末時点の状況	現状(平成 26 年 12 月末時点の状況)
情報の共有	サポーターから他のサポーターに情報提供をしたい場合、メールアドレスの登録があるサポーターにメールを転送する。(メールによる情報提供のみの実施とする。) 新規 提出された活動報告をまとめ、市ウェブサイトに掲載する。	平成 26 年 6 月末時点の状況 ※平成 26 年度第 1 回協議会において報告済。 サポーターより希望がないため、未実施。	現状(平成 26 年 12 月末時点の状況) 左記と同様
サポーター同士・市民への紹介	サポーターが他のサポーターと協働して取組を行うにあたり、希望がある場合、紹介する。 新規 市民がサポーターの取組に参加したい場合、紹介する。 新規	平成 25 年度分の活動報告を名簿とともに、平成 26 年 5 月に市ウェブサイトに掲載した。 サポーターより希望がないため、未実施。 市民より参加の希望がないため、未実施。	— 左記と同様 左記と同様

2 今後の方向性について

(1)これまでに本協議会にて承認いただいた内容(再掲)

- 本制度はさいたま市ヘルスプラン21(第2次)の期間も継続して実施する。
- 平成26年度は、平成25年度の時点でサポーターとして登録いただいていた団体等を中心に運営する。
- 地域の健康づくりの輪を広げるため、平成27年度より新規登録希望の団体等を募る。

(2)平成27年度の実行予定

●メールを活用した情報発信の充実

-
-

●新規登録団体を募る

-
-